

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

取引先との情報共有や工程改善に関する協議を通じて、めっき品質の安定化および生産性向上に取り組めます。

また、企業規模や取引関係の大小にとらわれず、相互に信頼関係を築きながら連携を進めます。

b. IT 実装支援

生産管理、品質管理、検査記録等に関するデータ活用を進め、必要に応じて取引先との情報共有の高度化に取り組めます。

c. グリーン化の取組

めっき加工における省エネルギー化、環境負荷低減、適正な薬品管理および排水処理の継続的改善に取り組めます。

また、取引先と連携しながら、環境配慮型のものづくりを推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

3. その他（任意記載）

2026年2月4日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

増田工業株式会社

代表取締役 後藤 裕

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。